

薬生発0214第1号
平成29年2月14日

各都道府県知事 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局長
(公印省略)

「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第五項から第七項までの規定により厚生労働大臣が指定する高度管理医療機器、管理医療機器及び一般医療機器（告示）及び医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第八項の規定により厚生労働大臣が指定する特定保守管理医療機器（告示）の施行について」等の改正について

医療機器の高度管理医療機器、管理医療機器又は一般医療機器の区分等については、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第五項から第七項までの規定により厚生労働大臣が指定する高度管理医療機器、管理医療機器及び一般医療機器」（平成16年厚生労働省告示第298号。以下「クラス分類告示」という。）等において定められており、クラス分類告示における一般的名称の定義等については「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第五項から第七項までの規定により厚生労働大臣が指定する高度管理医療機器、管理医療機器及び一般医療機器（告示）及び医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第八項の規定により厚生労働大臣が指定する特定保守管理医療機器（告示）の施行について」（平成16年7月20日付け薬食発第0720022号厚生労働省医薬食品局長通知。以下「平成16年局長通知」という。）により示しているところです。

今般、平成29年2月14日付で「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第五項から第七項までの規定により厚生労働大臣が指定する高度管理医療機器、管理医療機器及び一般医療機器の一部を改正する件」（平成29年厚生労働省告示第37号）が適用されること等に伴い、平成16年局長通知及び「医療機器の修理区分の該当性について」（平成17年3月31日付け薬食発第0331008号厚生労働省医薬食品局長通知。以下「平成17年局長通知」という。）の一部を下記のとおり改正するので、御了知の上、貴管下関係事業者、関



係団体等に対し周知徹底を図るようお願ひいたします。

なお、本通知の写しを各地方厚生局長、独立行政法人医薬品医療機器総合機構理事長、一般社団法人日本医療機器産業連合会会长長、一般社団法人米国医療機器・IVD工業会会长長、欧州ビジネス協会医療機器委員会委員長及び医薬品医療機器等法登録認証機関協議会代表幹事宛て送付することとしていることを申し添えます。

記

1. 平成16年局長通知の別添CD-ROMの記録内容の一部を別添1のように改正する。
2. 1の改正に伴い、平成17年局長通知の別表の一部を別添2のように改正する。

植込み型心臓ペースメーカーの項の次に次のように加える。

器 07	内蔵機能代用生体内移植器具	60789004	植込み型リードレス心臓ベースメーカー	力テーテルにより経皮的に心臓内に留置される電極一体型のペースメーカーをいう。シールドケースに密閉され、電池、電気パルス発生回路、電極等を内蔵しており、心臓活動を感じ知する回路も備えている。デリバリーシステムを含む場合もある。	IV	8-④	-	-
------	---------------	----------	--------------------	--	----	-----	---	---

非吸収性ステー^ルプ^ルラ^イン補強材料の項の後に次のように加える。

医 04 整形用品	外科・整形外科用手术器材	70435013 縫合部補強材	縫合部の補強に用いる非吸収性の合成材料をいう。自動縫合器と併用されるものを除く。	III	8	-	-
-----------	--------------	-----------------	--	-----	---	---	---

(参者)

別添2

植込み型心臓ペースメーカーの項の後に次のように加える。

1131			60789004	植込み型リードレス心臓ペースメーカー	IV	-	-	-
------	--	--	----------	--------------------	----	---	---	---

非吸収性ステープルライン補強材料の項の次に次のように加える。

1132		70435013 縫合部補強材	III	-	-	-
------	--	-----------------	-----	---	---	---

(参考)